

不登校児童生徒の多様な学びの場の確保と支援の充実について

国は、「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（C O C O L Oプラン）」を策定し、学びにアクセスできない子どもたちをゼロにする取組を実施しているところである。しかしながら依然として、令和5年度における全国の小中学校の不登校児童生徒数は約35万人と過去最多の状況にある。

こうした中、校内教育支援センターについては、すでに多くの地方公共団体において設置されているが、とりわけ学校内や家庭内で様々な課題を抱える児童生徒への対応には高度な支援スキルが求められることから、在籍校の教職員が指導等に当たっている地方公共団体が複数ある。しかしながら、国の「校内教育支援センター支援員の配置事業」では、在籍校の教職員が指導等に当たる場合は補助対象となっていないほか、補助対象となるのは支援員の配置から3年以内とされている。

また、学びの多様化学校については、国が令和9年度までに全ての都道府県・指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう分教室型も含めて全国300校の設置を目指しているが、58校の設置に留まっている状況である。学びの多様化学校は、通学児童生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等、様々な状況に鑑みて特別な教育課程を編成できる利点がある一方、「分教室型及び分校型は母体となる本校と同一校種の同じ敷地内に原則設置できない」とする校種要件や、入学を希望する児童生徒は例外なく学びの多様化学校へ転校しなければならない転籍要件などがあることから、設置場所の確保や通学児童生徒が居住する地域とのつながりが希薄になるなどの課題がある。また、学びの多様化学校は様々な課題を抱える児童生徒を受け入れる場所であるが、「学校型」として単独設置した場合、配置される教職員は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における教職員定数が適用され、特別支援学級のような手厚い人員配置になっていない。このような状況から全国的にも設置が進んでいない状況にある。

加えて、学校や地域社会とつながりを持てない児童生徒がいるため、学校外の地域資源と連携し、児童生徒の居場所を確保していく必要があるが、国の「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」はモデル事業であり、今後の状況は不透明である。

については、次のとおり国に対し要望する。

- 1 校内教育支援センターについて、在籍校の教職員が指導等に当たり、その教職員の代替として非常勤で雇用する教職員の報酬等を新たに対象経費とするよう「校内教育支援センター支援員の配置事業」を拡充するとともに、補助年限を撤廃すること。または、校内教育支援センターの運営を担う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における教職員定数に位置付けること。
- 2 学びの多様化学校について、地方公共団体によって設置及び運営が弾力的に行えるよう、「学びの多様化学校設置促進事業」における校種要件や転籍要件を緩和するとともに、「学校型」の学びの多様化学校の教職員定数については、現行よりも手厚い支援を可能とする新たな基準を設けること。
- 3 地域資源と連携し、学校外の児童生徒の居場所づくりを進めていくため、「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」について、成果を検証し、事業の継続や好事例の全国展開といった必要な対応を行うこと。

令和7年6月10日

文部科学大臣 あ べ 俊 子 様
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）
三 原 じゅん子 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さ い た ま 市 長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎